FORLIFE

第25回　定時株主総会
招集ご通知

開催日時：

2024年６月22日(土曜日) 午前10時

受付開始 午前９時30分

開催場所：

横浜ベイシェラトン ホテル＆タワーズ ５階 柏

神奈川県横浜市西区北幸一丁目３番23号

（「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項：

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役４名選任の件

第３号議案　監査役３名選任の件

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

第５号議案　監査役の報酬額改定の件

目　　次

第25回定時株主総会招集ご通知 …… 1

株主総会参考書類…… 5

事業報告…… 14

計算書類…… 30

監査報告…… 32

書面（郵送）・インターネットでの議決権行使期限

(郵送到着時限/インターネット入力時限)

2024年６月21日(金曜日) 午後６時まで

フォーライフ株式会社

証券コード：3477

証券コード：3477
2024年５月31日

株　主　各　位

神奈川県横浜市港北区大倉山一丁目14番11号
フォーライフ株式会社
代表取締役社長　奥　本　健　二

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://ir.forlifeand.com/ja/stock/meeting.html
（上記ウェブサイトにアクセスしていただき、第25回定時株主総会「関連資料」よりご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/3477/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記ウェブサイトにアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「フォーライフ」又は「コード」に「3477」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年６月21日（金曜日）午後６時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。インターネットによる議決権行使の方法につきましては、４頁の「電子議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

敬　具

記

1．日　　時　2024年６月22日（土曜日）午前10時（受付開始 午前９時30分）

2．場　　所　神奈川県横浜市西区北幸一丁目３番23号
横浜ベイシェラトン ホテル＆タワーズ ５階 柏
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　第25期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　監査役の報酬額改定の件

4．　招集にあたっての決定事項

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(3) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

● 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
● 当日は、些少ながらお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。
● 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料 掲載ウェブサイト並びに東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
● 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第２項の規定に基づき、書面交付請求いただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、計算書類の一部であります。
　○ 事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
　○ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。
（ご捺印は不要です。）

■ 書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、
2024年６月21日（金曜日）午後6時までに到着するよう
ご返送ください。

■ インターネットで議決権を行使される場合



次頁の「電子議決権行使方法のご案内」をご参照のうえ、
2024年６月21日（金曜日）午後6時までにご入力ください。

電子議決権行使方法のご案内

1．会員登録

以下のURLから議決権行使サイト「フォーライフ・プレミアム優待倶楽部」にアクセスし、必要な情報をご入力のうえ、会員登録をお願いいたします。

URL：https://forlifeand.premium-yutaiclub.jp/

【新規会員登録に必要なユーザー情報】

■株主番号　株主様ご自身の株主番号をご入力ください。

■郵便番号　株主様ご自身の郵便番号をご入力ください。

■仮パスワード　専用ハガキ「株主の皆さまへ株主優待のお知らせ」に記載されている「仮パスワード」をご入力ください。

※仮登録完了メールが届きますので、本登録を完了してください。

2．ログイン＆議決権行使

STEP 1　「株主ポスト」ページへアクセスしてください。

STEP 2　「議決権行使」ページへアクセスして、賛否を選択してください。

＜ご注意事項＞

1．複数回にわたり議決権を行使された場合の議決権の取り扱い

・書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

・インターネットでの議決権行使は、一回限り行うことができます。

2．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する通信費は、株主の皆様のご負担になりますのでご了承ください。

システムおよび議決権行使方法に関するお問い合わせ
フォーライフ・プレミアム優待倶楽部ヘルプデスク
お問い合わせ先：0120－980－965
通話無料／受付時間　9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、企業価値の増大に向け積極的に事業の成長に向けた投資や新たな事業領域への参入等を行うとともに、業績に応じた成果を株主の皆様に配分することを基本方針としております。配当金については、配当性向20％を配当額の目途として安定配当に努めてまいります。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針、当期の業績、今後の事業展開等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類
　　金銭
⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金12円50銭　　配当総額49,990,350円
⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2024年６月24日

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役４名（うち社外取締役１名）の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号　1　奥本 健二（おくもと けんじ）　(1963年５月26日生)　再　任

所有する当社の株式数	2,640,000株	取締役会の出席率	100%（13回/13回）
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1988年４月　株式会社ミヤマ（現 株式会社レオパレス21）入社 1989年９月　住友不動産販売株式会社入社 1996年９月　当社設立 代表取締役社長 2015年４月　当社代表取締役社長執行役員（現任）		
取締役候補者とした理由	奥本健二氏は、当社の代表取締役社長として長年に亘り当社の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、不動産業界における長い経験と、企業経営者としての経営全般における豊富な経験や見識を踏まえ、引き続き当社の中長期的な企業価値向上への貢献が見込まれること、また、当社の持続的成長及び事業推進のために適切な人材であると判断したため、取締役候補者といたしました。		

候補者番号　2　中村 仁（なかむら ひとし）　(1969年１月９日生)　再　任

所有する当社の株式数	35,081株	取締役会の出席率	100%（13回/13回）
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2012年５月　当社入社 常務取締役 2013年５月　当社常務取締役 住宅営業部長 2014年４月　当社専務取締役 住宅営業部長 2015年４月　当社専務取締役 執行役員 住宅営業部長 2017年４月　当社専務取締役 執行役員 分譲住宅営業部長兼再生住宅営業部長 2021年４月　当社専務取締役 執行役員 分譲住宅営業本部長兼再生住宅営業部長 2022年７月　当社専務取締役 執行役員 住宅営業本部長（現任）		
取締役候補者とした理由	中村仁氏は、当社の営業部門の責任者を務めるなど、不動産業界における豊富な経験・実績を有しております。また、当社の取締役及び執行役員として経営に携わっている経験・実績も有しており、引き続き当社事業の推進及び中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、取締役候補者といたしました。		

候補者番号 3 髙橋 効志（たかはし こうじ） (1970年12月21日生) 再 任

所有する当社の株式数	35,081株	取締役会の出席率	100%（13回/13回）
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2006年10月　当社入社 2012年 4 月　当社住宅事業部長 2012年 7 月　当社取締役 住宅事業部長 2013年 5 月　当社取締役 施工部長 2015年 4 月　当社取締役 執行役員 施工部長 2022年 7 月　当社取締役 執行役員 建築本部長兼施工部長（現任）		
取締役候補者とした理由	髙橋効志氏は、当社の住宅事業や施工部門の責任者を務めるなど、住宅分野における豊富な経験・実績を有しております。また、当社の取締役及び執行役員として経営に携わっている経験・実績も有しており、引き続き当社事業の推進及び中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、取締役候補者といたしました。		

候補者番号 4 井上 悦孝（いのうえ えつたか） (1958年4月14日生) 再 任 社外取締役 独立役員

所有する当社の株式数	1,446株	取締役会の出席率	100%（13回/13回）
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1981年 4 月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2009年 4 月　同行 執行役員 日比谷法人営業第二部長 2010年 4 月　同行 執行役員 大阪南法人営業本部長 2012年 5 月　株式会社エンチョー顧問 2012年 6 月　同社 代表取締役専務 2016年 6 月　銀泉リインシュアランス株式会社 取締役社長 銀泉株式会社 代表取締役兼専務執行役員 2020年 4 月　同社 代表取締役兼副社長執行役員 2021年 6 月　当社社外取締役（現任）		
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要	井上悦孝氏は、金融機関での豊富な経験に加え、企業経営における幅広い経験と知見を有しております。これらの経験及び見識を活かして、独立した客観的な立場から当社の経営全般に対する監督およびチェック機能を発揮していただくことにより、当社のコーポレートガバナンスの充実、取締役会の機能強化が期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者奥本健二氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
３．井上悦孝氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
４．井上悦孝氏の当社社外取締役の在任期間（本総会終結時）は３年であります。
５．当社は、井上悦孝氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。現任の取締役である候補者は、当該保険の被保険者に含められており、各候補者が選任された場合には、いずれも当該保険の被保険者に含められることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
７．取締役候補者が所有する当社の株式数には、2024年３月31日時点の当社役員持株会における持分株式数を含んでおります。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査役３名（うち社外監査役３名）の選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号　1　武田（たけだ）　茂（しげる）　（1952年12月15日生）　再　任　社外監査役　独立役員

所有する当社の株式数	6,468株	取締役会の出席率 監査役会の出席率	100%（13回/13回） 100%（13回/13回）
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1975年４月　兼松江商株式会社（現 兼松株式会社）入社 1995年11月　兼松米国会社ＮＹ本店審査関連事業部長 2001年４月　兼松株式会社リスク管理第二部長 2005年４月　兼松繊維株式会社執行役員 2009年５月　兼松トレーディング株式会社取締役 2013年５月　同社常務取締役 2015年６月　同社顧問 2016年11月　当社社外監査役（現任）		
社外監査役候補者とした理由	武田茂氏は、事業法人の審査・リスク管理部門における長年の経験、財務及び会計に関する相当程度の知識、事業法人の取締役及び監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、引き続き当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断したため、社外監査役候補者といたしました。		

候補者番号 2　榎本 一久（えのもと かずひさ）　(1975年3月19日生)

再　任 | 社外監査役 | 独立役員

所有する当社の株式数	―	取締役会の出席率 監査役会の出席率	100%（13回/13回） 100%（13回/13回）

略歴、地位及び重要な兼職の状況	1998年 4 月　最高裁判所司法研修所入所 2000年 4 月　新銀座法律事務所入所 2000年 8 月　銀座シティ法律事務所入所 2005年 4 月　シティ法律事務所入所 2007年 9 月　リーマン・ブラザーズ証券株式会社入社 2008年12月　弁護士法人榎本・寺原法律事務所（現 弁護士法人東京表参道法律会計事務所）代表社員（現任） 2014年 9 月　株式会社イデアインターナショナル（現 BRUNO株式会社）社外監査役 2017年12月　株式会社クレアスライフ 社外監査役（現任） 2020年 6 月　当社社外監査役（現任） 2022年 1 月　株式会社エイスリー社外監査役（現任） 2022年10月　InstaVR株式会社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士法人東京表参道法律会計事務所代表社員 株式会社クレアスライフ社外監査役 株式会社エイスリー社外監査役 InstaVR株式会社社外監査役
社外監査役候補者とした理由	榎本一久氏は、弁護士として専門的な知識と幅広い経験、上場企業等での社外監査役の経験も有しており、それらを当社の監査に生かしていただきたいため、引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号 3 荒牧（あらまき） とも子（こ） （1973年8月28日生） 新　任 社外監査役 独立役員

所有する当社の株式数	―	取締役会の出席率 監査役会の出席率	―
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1996年10月　デロイトトーマツコンサルティング株式会社（現 アビームコンサルティング株式会社）入社 2002年10月　有限責任監査法人トーマツ入社 2022年４月　荒牧とも子公認会計士事務所 代表（現任） 2022年６月　株式会社サイカ監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社サイカ監査役		
社外監査役候補者とした理由	荒牧とも子氏は、公認会計士として財務・会計に関する高い見識とコンサルティングファーム及び監査法人でのシステム構築、品質管理、会計監査等の幅広い経験を有しており、それらを当社の監査に生かしていただきたいため、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

（注）1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 武田茂氏及び榎本一久氏並びに荒牧とも子氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、武田茂氏及び榎本一久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、荒牧とも子氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
3. 当社社外監査役の在任期間（本総会終結時）は次のとおりです。
武田茂氏　　７年７カ月
榎本一久氏　４年
4. 当社は、武田茂氏及び榎本一久氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、荒牧とも子氏の選任が承認された場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。現任の監査役である候補者は、当該保険の被保険者に含められております。各候補者が選任された場合には、いずれも当該保険の被保険者に含められることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 監査役候補者が所有する当社の株式数には、2024年3月31日時点の当社役員持株会における持分株式数を含んでおります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

田中（たなか）　眞知子（まちこ）　(1952年６月10日生)

補欠社外監査役　補欠独立役員

所有する当社の株式数	―
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1974年４月　エスエス製薬株式会社入社 1980年５月　司法書士田中眞知子事務所所長（現任） 1989年７月　有限会社うるしばら取締役 2003年２月　有限会社横浜リーガルオフィス取締役 2016年６月　当社社外監査役 2017年２月　司法書士法人ＹＬＯ顧問（現任） （重要な兼職の状況） 司法書士田中眞知子事務所所長 司法書士法人ＹＬＯ顧問
補欠の社外監査役候補者とした理由	田中眞知子氏は、司法書士として培われた企業法務全般に関する豊富な経験と専門知識を有しており、2016年６月より４年にわたり当社の独立社外監査役を務めております。これらのことから監査役に欠員が生じた場合、その知識及び経験を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者といたしました。
特別の利害関係	当社は、田中眞知子氏が顧問を務める司法書士法人ＹＬＯに登記関連業務を委託しております。

（注）1. 田中眞知子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

2. 当社は、田中眞知子氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

3. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損額を、当該保険契約により填補することとしており、田中眞知子氏が社外監査役に就任した場合には、当該保険の被保険者に含まれることになります。なお、同氏の社外監査役就任への有無・時期にかかわらず、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

4. 当社は、田中眞知子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合には、独立役員として指定する予定であります。

第５号議案　監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2016年６月28日開催の第17回定時株主総会において、年額10百万円以内とご承認いただき今日に至っております。その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮しまして、監査役の報酬額を年額12百万円以内に改めさせていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役は３名（うち社外監査役３名）であり、第３号議案「監査役３名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、監査役の員数に変更はありません。

以　上

事業報告（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

１．会社の現況

■当社のパーパス

当社は、社会における自社の存在意義と志を表す概念として、次のパーパスを軸に戸建住宅を社会に提供する事業活動を通じて、持続可能な豊かな社会の実現に貢献するとともに、全社一丸となり企業価値の向上に取り組んでおります。

「都市に調和する快適で安心な戸建住宅の提供」

私達は、働き甲斐のある会社で、やり甲斐のある仕事を追求し、
高い生産性で社会顧客ニーズに沿った住宅を企画提供します。

自己資本比率40%を保ちROE20%を目安にステークホルダーに誠実な経営を志し、
2030年迄に一年間で一千家族に住まいを供給出来る会社創りを目指します。

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果により景気は緩やかな回復基調となりました。一方で、世界的な金融引締めに伴う影響や地政学リスクの高まりなど景気の先行きは不透明な状況が続きました。

当社の属する住宅業界におきましては、新設住宅着工における持家・分譲戸建の着工棟数は前年割れで推移し、首都圏の新築戸建完成在庫も増加傾向となりました。また、資材高騰に伴う住宅価格の上昇やコロナ禍で喚起された住宅需要の一巡もあり厳しい事業環境が継続しました。

このような環境の中、当社は、パーパス「都市に調和する快適で安心な戸建住宅の提供」のもと、自社設計・自社施工管理による高品質でリーズナブルな住宅の供給により、エリアでの供給実績を積み上げ、持続的成長基盤の強化に取り組んでおります。主力の分譲住宅事業を中心に、適正価格での分譲用地仕入の推進と完成在庫の早期販売に努めてまいりましたが、建築コストの高騰インパクトに加え、販売価格の引き下げにより、同事業の収益は低調に推移しました。

これらの結果、当事業年度の売上高は13,987,887千円（前期比0.9％減）、営業利益は261,466千円（同32.7％減）、経常利益は211,061千円（同37.2％減）、当期純利益は151,291千円（同35.8％減）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

(分譲住宅事業)

分譲住宅事業におきましては、完成在庫の早期販売に注力し、引渡棟数は前年実績を上回りましたが、高利益物件が前年に比べ減少したほか、土地価格の上昇や建築資材の高騰、消費マインドの冷え込みなどを背景に価格の見直しを行って販売した物件が増加したことにより、下期以降の粗利益率の改善が見られたものの、通期では減収減益となりました。

仕入に関しては、地域密着の深耕営業を軸に良質な用地の適正価格での取得により優位性を確保し、住宅建設においては、新規協力業者の継続的な開拓及び工程管理をはじめとする施工体制の強化、並びに仕様・設備の継続的な見直しにより、実需者ニーズに対応した商品力の底上げと収益性の改善に取り組んでまいりました。

これらの結果、引渡棟数は272棟（前期比15棟増）、売上高は11,285,897千円（同1.8％減）、営業利益は604,860千円（同33.5％減）となりました。

(注文住宅事業)

注文住宅事業におきましては、着工案件が順調に進捗し、売上高は、前年同期を上回る実績となりました。利益面に関しては、原価上昇分の価格転嫁も進み粗利益率が改善されたことから増収増益となりました。

これらの結果、引渡棟数は100棟（前期比1棟増）、売上高は2,466,201千円（同8.6％増）、営業利益は168,769千円（前期は営業損失7,283千円）となりました。

（その他事業）

その他事業におきましては、京都エリアにおいて、マンション（区分所有）におけるリノベーションを行い、付加価値を高めたうえで一般顧客への販売を手掛けております。当事業年度は５戸の販売実績となりました。なお、その他の事業には、京都エリアのリノベーション事業の他、既存建物の小規模改修工事が含まれております。これらの結果、売上高は235,788千円（前期比32.7%減）、営業損失は32,575千円（前期は営業損失15,508千円）となりました。

セグメントの名称	売上高（千円）	（前期比）	引渡棟数	（前期）
分譲住宅事業	11,285,897	（△1.8%）	272	（257）
［うち土地分譲］	［207,732］	［△81.1%］	［4］	［17］
注文住宅事業	2,466,201	（8.6%）	100	（99）
その他事業	235,788	（△32.7%）	5	（6）
合計	13,987,887	（△0.9%）	377	（362）

② 次期の見通し（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

住宅業界におきましては、金利上昇の懸念や資材価格高騰による住宅価格の値上げが続く中、立地や価格でバランスの取れた戸建住宅の潜在需要は底堅く推移するものと見込んでおります。

このような経営環境の下、主力の分譲住宅事業におきましては、東急東横線沿線エリアを中心に、地域に密着した営業活動を展開することで、用地取得の強化や既存営業エリアの深耕を進めるとともに、企業の認知度の向上に努めてまいります。また、高品質、低価格な分譲住宅の企画・開発に注力し、地域特性に合わせたプラン・価格を設定することで、資産回転率の向上に注力してまいります。

注文住宅事業におきましては、引き続き広告宣伝の強化を図り、武蔵小杉展示場内モデルハウスを活用し、顧客との接点を強化するとともに企業知名度、及びブランド力の向上を図ってまいります。

また、人材確保と育成を推進し持続的な成長に向けた営業及び生産体制の盤石化を図ってまいります。

以上を踏まえまして、2025年３月期業績予想は、売上高は15,000百万円（当事業年度比7.2％増）、営業利益は410百万円（同56.8％増）、経常利益は350百万円（同65.8％増）、当期純利益は410百万円（同171.0％増）としております。なお、当業績予想値には、固定資産譲渡に伴う特別利益が含まれております（個別注記表「9.重要な後発事象に関する注記」参照）。

③　設備投資の状況
当事業年度中において実施しました当社の設備投資の総額は400,255千円であります。

④　資金調達の状況
該当事項はありません。

⑤　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑥　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑦　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑧　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 22 期 (2021年３月期)	第 23 期 (2022年３月期)	第 24 期 (2023年３月期)	第 25 期 (当事業年度) (2024年３月期)
売　　上　　高 (千円)	10,765,263	12,359,365	14,114,418	13,987,887
経　常　利　益 (千円)	577,575	712,788	336,108	211,061
当　期　純　利　益 (千円)	379,602	480,272	235,816	151,291
１株当たり当期純利益 (円)	94.91	120.09	58.97	37.83
総　　資　　産 (千円)	6,578,194	7,577,258	8,472,062	7,885,283
純　　資　　産 (千円)	2,821,652	3,221,940	3,361,775	3,473,075
１株当たり純資産 (円)	705.55	805.64	840.61	868.44

(注) １．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
２．１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
３．当社は、2022年10月1日付で普通株式1株につき２株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、第22期（2021年3月期）の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

売上高

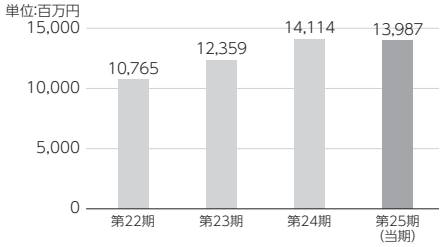

経常利益

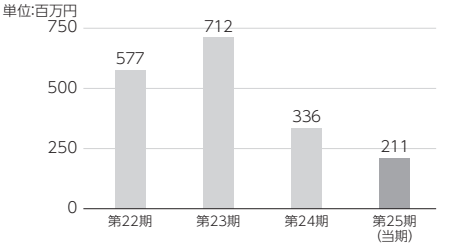

当期純利益

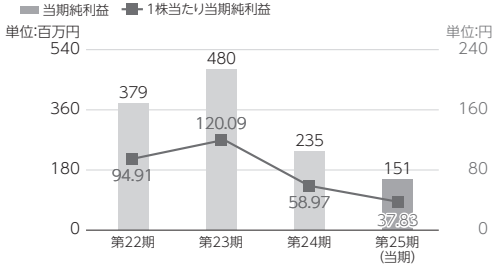

総資産・純資産

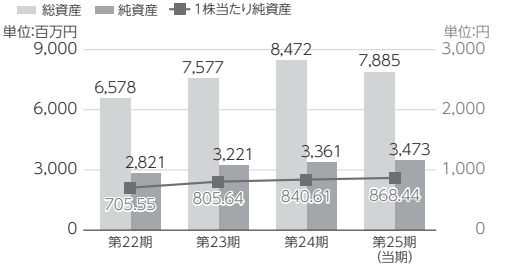

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社の対処すべき課題については、一次取得者を主要な顧客層としてリーズナブルな価格かつ良質な新築戸建住宅を提供するだけでなく、事業用不動産の仕入からアフターサービスまでをワンストップとすることにより、高い顧客満足度の獲得を通して地域社会の貢献に努め、ひいては中長期的に更なる収益力向上を図る観点から、次の事項を重点施策として取り組む必要があると判断しております。

① 事業エリアの拡充

当社は、神奈川県横浜市及び川崎市並びに東京都内城南地区を中心に狭小三層構造の新築戸建住宅の分譲事業を主軸として注文住宅事業へ展開を行っておりますが、この地域は住宅取得希望者の人気が高い地域であることから、既存店の規模拡充により営業基盤を固め周辺地域へ延伸を図ってまいります。また、関西圏域における事業展開を進めてまいります。

② 事業用地仕入の強化

当社の主要事業である新築戸建住宅の分譲事業を推進するうえで、事業用地の取得が不可欠であります。これまで大手不動産仲介会社や地場の不動産会社を通じた仕入を行っておりますが、今後も仕入先との一層の関係強化と仕入ルートの多元化により、当社が企図する立地条件の事業用地を適正価格によって仕入れ、安定的な確保を図ってまいります。

③ 原価管理の強化

原材料費や外注費の上昇については、設計・施工・技術基準の見直しやスケール・メリットを活かしたコスト低減及び標準工期の順守並びに完成在庫期間の短縮化を図ることにより、品質を維持しながら収益の確保向上に努めてまいります。

④ 財務管理の強化

当社の資金調達は、事業用地等の取得に係るプロジェクト資金が主たる使途であり、この資金調達を機動的かつ安定的に行う必要があります。今後の事業拡大のため在庫管理と財務管理の一層の徹底に努めてまいります。

⑤ 人材の確保と育成

当社は、引き続き持続的な成長を目指すに当たり、事業用地の仕入を担当する企画営業職や住宅建築を担う建築士・施工技術者の確保等の体制整備を適宜適切に図ることが、地域に密着した事業活動を支え経営基盤を強固なものとし得ると認識しております。

また、業容を拡大するうえで人的リソースによる寄与度が高いことから、不動産・住宅事業に関する知見が豊かな人材の中途採用及び新卒採用を推進し、人材確保と事業を牽引する中核人材育成に積極的に取組んでまいります。

⑥ 内部統制及びコンプライアンス体制の強化

当社は、企業の継続的発展を図るために、内部統制の行き届いた管理体制を高機能に維持していく必要があると認識しております。その一環として、当社の定める内部統制基本方針の遵守及びコンプライアンス最優先の企業経営に努めてまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2024年３月31日現在）

事業区分	事業内容
分譲住宅事業	神奈川県横浜市及び川崎市並びに東京都内城南地区を中心とした新築戸建住宅の企画・開発と販売
注文住宅事業	神奈川県横浜市及び川崎市並びに東京都内城南地区を中心とした新築戸建住宅の建築請負

⑹ **主要な事業所**（2024年３月31日現在）

本社	神奈川県横浜市港北区
営業所	横浜店：神奈川県横浜市西区、大倉山店：神奈川県横浜市港北区、 渋谷店：東京都渋谷区、武蔵小杉住宅展示場：神奈川県川崎市中原区 京都店：京都府京都市下京区

⑺ **従業員の状況**（2024年３月31日現在）

同一の従業員が各セグメントに従事しているため、事業部門別の従業員を示すと次のとおりであります。

事業区分	従業員数	前事業年度末比増減
営業部門	41名	１名増
設計部門	17名	１名増
施工部門	32名	３名増
全社（共通）	12名	１名減
合計	102名	４名増

(注) １．従業員数の増加は、業容拡大及び一層の体制強化を図るためのものであります。
２．従業員数は、就業人員であり嘱託社員及び有期契約社員を含んでおります。
３．全社（共通）として記載されている従業員は、管理部門に所属しているものであります。

⑻ **主要な借入先の状況**（2024年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,110,000千円
株式会社三井住友銀行	606,000千円
川崎信用金庫	510,550千円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	473,349千円
横浜信用金庫	463,302千円
株式会社日本政策金融公庫	251,520千円
株式会社りそな銀行	208,500千円

(注)　借入先が有する当社の株式はありません。

⑼ **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（2024年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　　**14,400,000株**

⑵ **発行済株式の総数**　　**4,000,000株（自己株式772株を含む）**

⑶ **株主数**　　**2,404名（前期末比147名増）**

⑷ **大株主**

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
奥本健二	2,640,000	66.01
フォーライフ従業員持株会	204,000	5.10
嶋田文吾	60,000	1.50
髙橋効志	35,081	0.88
中村仁	35,081	0.88
若杉精三郎	32,700	0.82
肥田亘	30,000	0.75
山本守之	27,900	0.70
米田康三	26,221	0.66
高羽大介	22,600	0.57

(注) 1．持株比率は、自己株式（772株）を控除して計算しております。
2．中村仁氏、髙橋効志氏、米田康三氏の持株数には、役員持株会を通じて所有している持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

3．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（2024年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	奥本　健二	
専務取締役執行役員	中村　仁	住宅営業本部長
取締役執行役員	髙橋　効志	建築本部長　兼　施工部長
取締役(社外)	米田　康三	株式会社アミファ 社外取締役 スリーフィールズ合同会社 代表社員
取締役(社外)	井上　悦孝	
常勤監査役(社外)	武田　茂	
監査役(社外)	細川　順弘	吉田篤生会計事務所 所属、税理士
監査役(社外)	榎本　一久	弁護士法人東京表参道法律会計事務所 代表社員 株式会社クレアスライフ 社外監査役 株式会社エイスリー 社外監査役 InstaVR株式会社 社外監査役

(注) 1．常勤監査役 武田茂氏は、事業法人の審査・リスク管理部門における長年の経験を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2．監査役 細川順弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3．監査役 榎本一久氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4．当社は、米田康三氏、井上悦孝氏、武田茂氏、細川順弘氏及び榎本一久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

⑶ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。被保険者は当社の取締役、監査役及び一定の条件に該当する従業員であり、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。

なお、当該保険契約により役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

⑷ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役	５名	104,000千円
監査役	３名	9,600千円
合計 （うち社外役員）	８名 （５名）	113,600千円 （19,000千円）

(注) １．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．当社は、2016年６月28日開催の第17回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額２億円以内、監査役の報酬限度額は年額１千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は４名（うち社外取締役０名）、監査役の員数は３名（うち社外監査役３名）です。

⑸ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	重要な兼職先と当社との関係
取締役	米田 康三	株式会社アミファ 社外取締役 スリーフィールズ合同会社 代表社員	重要な取引その他の関係はありません。
監査役	細川 順弘	吉田篤生会計事務所 所属	重要な取引その他の関係はありません。
	榎本 一久	弁護士法人東京表参道法律会計事務所 代表社員 株式会社クレアスライフ 社外監査役 株式会社エイスリー 社外監査役 InstaVR株式会社 社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会及び監査役会出席回数	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	米田康三	取締役会 13回/13回 (100%)	金融機関における長年の経験と企業経営の豊富な経験・実績と高い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、提言等を行っております。
取締役	井上悦孝	取締役会 13回/13回 (100%)	金融機関での豊富な経験に加え、企業経営における幅広い経験と見識を活かし、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、提言等を行っております。
監査役	武田茂	取締役会 13回/13回 (100%) 監査役会 13回/13回 (100%)	取締役会及び監査役会において、事業法人の取締役及び監査役としての豊富な経験と実績を生かし、適宜発言を行っております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等のほか、定期的に開催される経営会議への出席、代表取締役、会計監査人、各部門長との意見交換、店舗往査等を行っております。
監査役	細川順弘	取締役会 13回/13回 (100%) 監査役会 13回/13回 (100%)	取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	榎本一久	取締役会 13回/13回 (100%) 監査役会 13回/13回 (100%)	取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ **会計監査人の名称**

有限責任監査法人トーマツ

⑵ **報酬等の額**

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

⑶ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)　　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**7,002,600**	**流動負債**	**3,844,552**
現金及び預金	2,446,212	買掛金	422,140
契約資産	194,714	短期借入金	2,842,500
販売用不動産	958,189	1年内返済予定の長期借入金	216,088
仕掛販売用不動産	3,256,657	リース債務	3,337
前渡金	99,867	未払金	86,798
前払費用	35,606	未払法人税等	12,458
未収還付法人税等	63	契約負債	113,543
その他	11,290	預り金	20,597
固定資産	**882,683**	賞与引当金	124,120
有形固定資産	**778,836**	株主優待引当金	2,834
建物	590,407	その他	134
車両運搬具	42,181	**固定負債**	**567,655**
工具、器具及び備品	51,663	長期借入金	564,633
土地	251,979	リース債務	2,975
減価償却累計額	△157,394	その他	47
無形固定資産	**4,236**	**負債合計**	**4,412,207**
ソフトウエア	4,236	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**99,610**	**株主資本**	**3,473,075**
長期前払費用	3,997	**資本金**	**154,880**
繰延税金資産	49,077	**資本剰余金**	**104,880**
その他	46,535	資本準備金	104,880
		利益剰余金	**3,214,003**
		利益準備金	9,529
		その他利益剰余金	3,204,473
		繰越利益剰余金	3,204,473
		自己株式	**△687**
		純資産合計	**3,473,075**
資産合計	**7,885,283**	**負債純資産合計**	**7,885,283**

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**13,987,887**
売上原価		**12,609,918**
売上総利益		**1,377,969**
販売費及び一般管理費		**1,116,502**
営業利益		**261,466**
営業外収益		
受取家賃	4,389	
解約手付金収入	5,500	
その他	2,422	12,312
営業外費用		
支払利息	61,641	
その他	1,075	62,716
経常利益		**211,061**
税引前当期純利益		**211,061**
法人税、住民税及び事業税	55,397	
法人税等調整額	4,372	59,769
当期純利益		**151,291**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月20日

フォーライフ株式会社
取締役会　　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村　上　　淳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹　田　　裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、フォーライフ株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断

による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従い整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書につき検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人・有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2024年５月20日

フォーライフ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　武　田　　茂　㊞

監査役（社外監査役）　細　川　順　弘　㊞

監査役（社外監査役）　榎　本　一　久　㊞

以　上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県横浜市西区北幸一丁目３番23号
横浜ベイシェラトン ホテル＆タワーズ ５階 柏
TEL 045－411－1111（代）

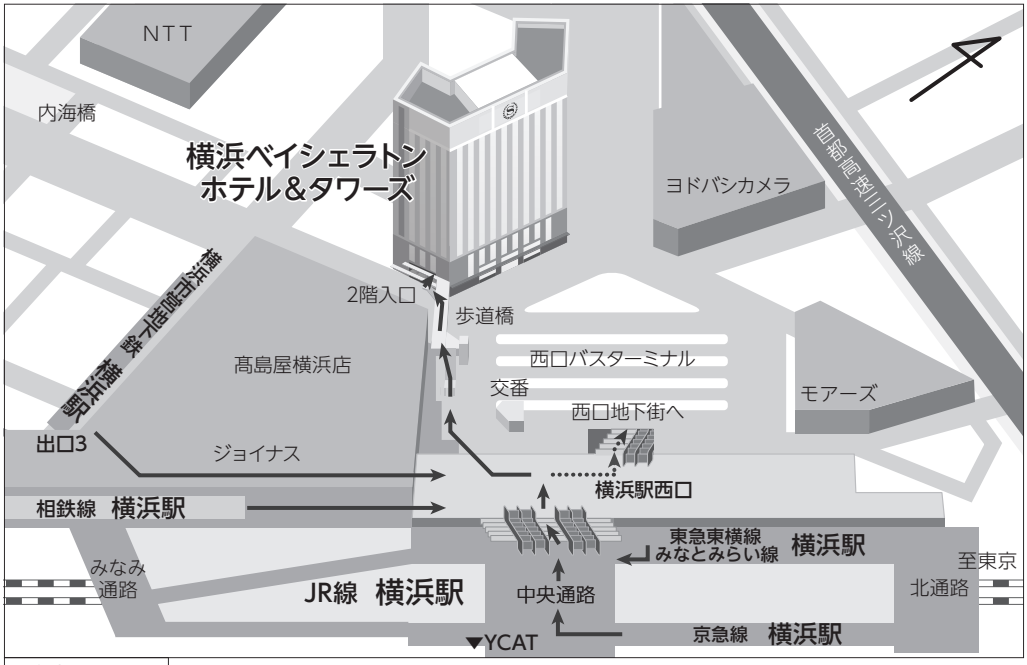

地上経路図

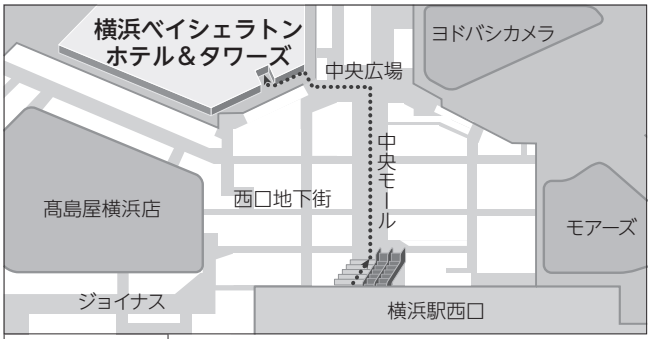

地下経路図

＜交通＞
JR・私鉄・地下鉄
横浜駅 西口より徒歩1分

(注) 駐車場のご用意はいたしておりません。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。